

令和5年度第1回八千代市福祉有償運送運営協議会席次表

令和5年5月22日（月）午前10時30分～
八千代市役所 4階 第1委員会室

出入口

会長席

佐藤委員		江守委員
中本委員		佐川委員
(平野委員) 山形代理		唐澤委員
井上委員		上田委員
陰山委員		

事務局席

出入口

事業所席

傍 聴 人 席

八千代市福祉有償運送運営協議会 委員名簿

No.	項 目	所 属 団 体 名 等	氏 名
1	学識経験者	日本大学 理工学部 交通システム工学科 准教授	えもり ひさし 江守 央
2	関東運輸局千葉運輸支局	関東運輸局千葉運輸支局 運輸企画専門官	さがわ だいき 佐川 大輝
3	ボランティア団体	八千代市社会福祉協議会移送サービスボランティア	ひろせ おさむ 廣瀬 実
4	利用者代表	社会福祉法人 八千代市身体障害者福祉会 利用者	からさわ きくえ 唐澤 菊枝
5	バス事業者	千葉県バス協会 業務係長	うえだ よしまさ 上田 純誠
6	タクシー事業者	三ツ矢エミタスタクシー株式会社 八千代営業所 所長	さとう ひろあき 佐藤 宏昭
7	タクシー事業者	有限会社 高千穂タクシー代表取締役	なかもと ひろまさ 中本 浩正
8	市職員	都市整備部 都市計画課長	ひらの やすお 平野 泰央
9	市職員	健康福祉部 長寿支援課長	いのうえ よしなり 井上 義也
10	市職員	健康福祉部 障害者支援課長	かげやま るか 陰山 路加

(順不同)

任期：令和7年2月11日まで

○八千代市福祉有償運送運営協議会設置要綱

制定 平成17年 8月 9日告示第108号
改正 平成18年 3月31日告示第 73号
平成20年11月25日告示第133号
令和 4年 1月11日告示第 2号

(設置)

第1条 特定非営利活動法人、社会福祉法人その他営利を目的としない法人によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の必要性等について協議するため、八千代市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉有償運送の必要性に関すること。
- (2) 福祉有償運送における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策に関すること。
- (3) その他福祉有償運送に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通に関する学識経験者
- (2) 国土交通省千葉運輸支局長又はその指名する職員
- (3) ボランティア団体の代表者又はその指名する者
- (4) 福祉有償運送の利用者
- (5) 一般社団法人千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
- (6) 一般社団法人千葉県タクシー協会の京葉支部の代表者又はその指名する者
- (7) 市職員

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第3条第2項第3号の委員は、自らが行う福祉有償運送に関する事項が会議の議事となる場合は、会議（当該議事に関する部分に限る。）に出席することができない。

(書面による決議)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、協議事項等について可否を問い、その結果をもって、同条第3項に規定する会議の議決に代えることができる。

(1) 協議事項等の内容が軽微なものであり、会議に諮る必要がないと認める場合

(2) 緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が認める場合

2 第3条第2項第3号の委員は、自らが行う福祉有償運送に関する事項が書面による協議事項等となる場合は、当該協議事項等に関する決議等に加わることができない。

(資料の提出等の要求)

第8条 協議会は、その協議事項を協議するため必要があると認めるときは、関係者に対し、意見の開陳又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害者支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第73号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第133号）

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第2号）

この告示は、公示の日から施行する。

1. 移動制約者の状況（令和 4 年 3 月末現在※集計時期の関係上令和 5 年 3 月時点の人数等の情報を確定できないため、前回と同じ資料を配布しております。）

①介護保険法第 7 条第 3 項にいう「要介護者」及び第 4 項にいう「要支援者」

（単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	1,236	1,244	2,039	1,440	1,182	1,057	711	8,909
第 2 号被保険者	17	20	41	33	25	31	23	190
計	1,253	1,264	2,080	1,473	1,207	1,088	734	9,099

＜上記の内、居宅介護（支援）サービス受給者＞

（単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	579	768	1,469	1,215	1,059	930	613	6,633
第 2 号被保険者	18	16	55	55	34	37	30	245
計	597	784	1,524	1,270	1,093	967	643	6,878

②基本チェックリスト該当者

該当者数	6

③身体障害者福祉法第 4 条にいう「身体障害者」

（単位：人）

障害部位		人数
視覚障害		365
聴覚又は平衡機能障害		374
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		93
肢体不自由		2,566
内部障害	心臓機能障害	997
	じん臓機能障害	530
	呼吸器機能障害	56
	ぼうこう若しくは直腸機能障害	279
	小腸機能障害	5
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	51
	肝臓機能障害	10
計		5,326 人

④その他肢体不自由，内部障害（人工血液透析を受けている場合含む。），精神障害，知的障害等により単独での移動が困難と想定される者

区分	人数（人）
身体障害児	117
精神障害者（児）	1,847
知的障害者（児）	1,367
計	3,331 人

※「身体障害児」及び「精神障害者（児）」は障害者手帳所持者数

「知的障害者（児）」は名簿記載者数

注）上記④の人数については，通達の例示に沿って身体障害児，精神障害者（児）及び知的障害者（児）のみの人数を示しているだけであり，④の条件に該当する者をこの者だけに限定するものではない。

2. 道路運送法第 80 条第 1 項による福祉有償運送許可の対象者の推移

（単位：人）

	30 年 3 月末	31 年 3 月末	2 年 3 月末	3 年 3 月末	4 年 3 月末
要介護・要支援者（居宅介護（支援）サービス受給者）	4,244	4,581	5,775	6,758	6,878
基本チェックリスト該当者				6	6
身体障害者	5,304	5,255	5,360	5,312	5,326
身体障害児	120	117	113	117	117
精神障害者（児）	1,281	1,407	1,541	1,689	1,847
知的障害者（児）	1,160	1,211	1,270	1,322	1,367
計	12,109	12,571	13,944	15,204	15,541

注）基本チェックリスト該当者は令和 2 年 1 1 月以降に福祉有償運送許可対象者となったため，令和 2 年 3 月末までの数字には入っていない。

3. 福祉タクシー券

	30 年 3 月末	31 年 3 月末	2 年 3 月末	3 年 3 月末	4 年 3 月末
登録者数	2,019 人	2,201 人	2,147 人	2,071 人	2,100 人
交付冊数	2,378 冊	2,434 冊	2,369 冊	2,253 冊	2,262 冊
利用枚数	33,909 枚	34,218 枚	32,605 枚	23,942 枚	25,791 枚

※障害者，要介護者の合算した数値である。

4. 本市における福祉運送の現状

(1)道路運送法上の事業許可を取得している事業者の状況（令和4年3月末現在）

①事業者数

免許種別	事業者数	備考
4条許可	7	タクシー事業者
79条登録（80条許可含）	9	福祉有償運送事業所
計	16	

②車両数

免許種別	所有車両数			備考
	総数	福祉車両	その他	
4条許可	189台	36台	153台	タクシー事業者
79条登録（80条許可含）	30台	14台	16台	福祉有償運送事業所
計	219台	50台	169台	

※①②とも市内に事業所を有する事業者の状況であり、電話や実績報告等により、市が行った調査に基づくものである。

八社福企が発第 12 号
令和 5 年 4 月 21 日

(あて先) 八千代市長

住 所 千葉県八千代市大和田新田 312-5
名 称 社会福祉法人
八千代市社会福祉協
代 表 者 会 長 綱島 照雄

八千代市福祉有償運送運営協議会への協議依頼について

このことについて、別添のとおり自家用有償旅客運送の登録申請書案を提出いたしますので、福祉有償運送に係る運営協議会へ諮っていただきますようお願いいたします。

申請団体名：八千代市社会福祉協議会
代表者名：会長 綱島 照雄
連 絡 先：047-483-3021
担当者名：企画管理課 槌田 篤子

令和5年4月21日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名 称 社会福祉法人
八千代市社会福祉協議会
住 所 千葉県八千代市大和田新田312-5
代表者の氏名 会長 綱島 照雄

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
(名 称) 社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会
(住 所) 千葉県八千代市大和田新田312-5
(代表者氏名) 会長 綱島照雄

2. 登録番号
関千福第68号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
八千代市	発地または着地が八千代市内であり、原則として八千代市内と近隣市町村を範囲とする。 特別な事情の場合は社協事務所より概ね同心円状35km以内とする。

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会	〒276-0046 千葉県八千代市大和田新田312-5

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
	所 有	()	2 (1)	()	()	()	2 (1)
	持 込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()
	合 計	()	2 (1)	()	()	()	2 (1)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

○	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
○	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
○	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

(基本料金) 300円

(距離制料金) 1キロずつ 50円

(時間制料金) 10分ずつ 150円

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

八千代市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認調査表

NO	項 目		内 容
1	運送主体		名 称 社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会
2	運送対象	対 象	①介護保険法に規定する「要介護者」及び「要支援者」 ②身体障害者福祉法に規定する身体障害者 ③その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等）
		形 態	福祉有償運送
3	使用車両	車両数	寝 台 車 台 回転シート車 台 車椅子車 2 台 セダン車等 台 兼 用 車 台 合計 2 台
		使用権限	使用車両 2 台については運送主体が使用権限を有している。
		車両の表示	マグネットにて福祉有償運送事業者であることと事業所名を表示
4	運 転 者		運転者 1 1 名 〔内訳〕 普通二種免許保持者 1 名、普通免許保持者 1 0 名 〔講習〕 運転者講習会を受講 一定期間運転免許停止処分を受けていない
5	損害賠償措置		〔保険名〕 名称 関東自動車共済 (対人：無制限, 対物：無制限) 2 台 名称 (対人： , 対物：) 台 名称 (対人： , 対物：) 台
6	対 価	設 定	基本料金 3 0 0 円 距離制料金 1 キロずつ 5 0 円 時間制料金 1 0 分ずつ 1 5 0 円
		説 明	千葉県の距離制運賃「初乗運賃」「加算運賃」の半額以下を目安に設定
		対価以外の対価	なし（有料道路利用料、駐車料金は利用者負担）
		その他（入会金等）	なし
7	管理運営体制		別紙「運行管理マニュアル、自動車の運行管理等の体制」のとおり
8	法令遵守		別紙「宣誓書」のとおり

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和5年4月21日

名 称	社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会
住 所	千葉県八千代市大和田 2-5
代表者の氏名	会長 綱島 照雄

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（八千代市社会福祉協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和5年4月21日

住 所 
氏 名 村田 和子 

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	八千代市社会福祉協議会
-------------	-------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（八千代市社会福祉協議会）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	村田 和子		1 種		
2					
3					

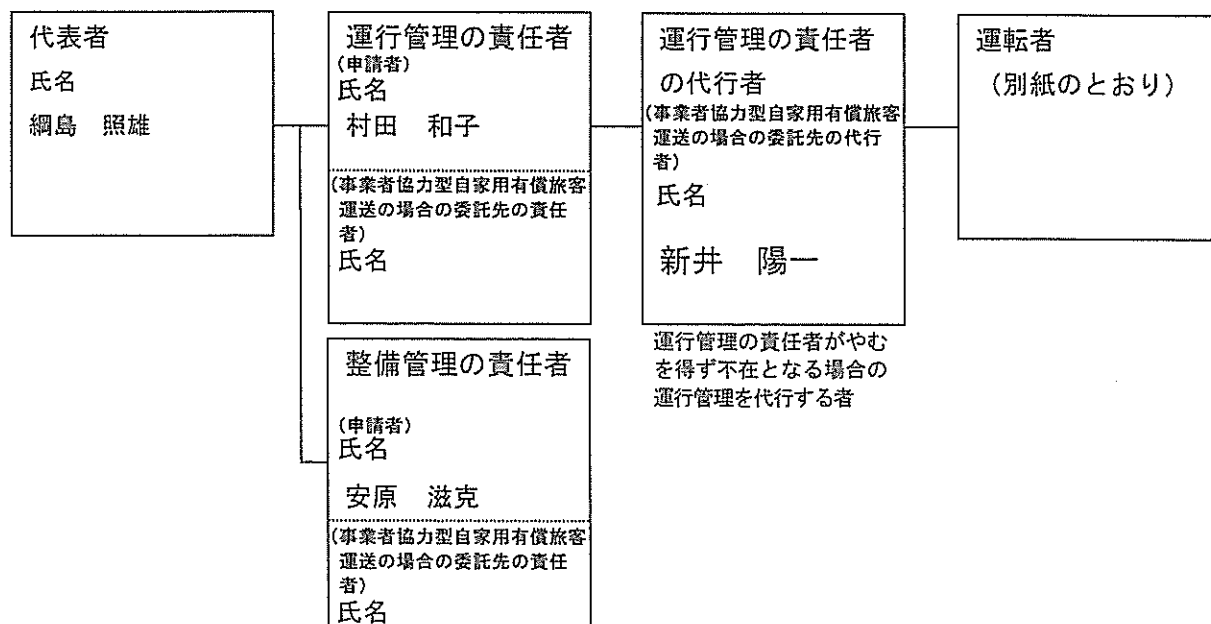
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	協力
1	安原 滋克		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



運行管理マニュアル

(目的)

このマニュアルは、社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会の運行管理に関する基本的な事項を定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

(組織)

運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、運行管理責任者及び整備管理責任者を定める。

運行管理責任者 村田 和子

整備管理責任者 安原 滋克

(運転者)

運転者は、会員として登録をしている者で、次の点を考慮して十分な能力及び経験を有している者とする。

(1) 普通第二種免許を有する者。

(2) 運転歴3年以上の者で、かつ過去3年間運転免許停止処分を受けていないこと。

(3) 技能講習及び福祉輸送に関する研修等を受講した者であること。

(運行管理業務)

1. 点呼

運行管理責任者は、安全運転を確保するために、運転者に対し、運行の開始前および運行の終了後に点呼を行う。

2. 運行記録

(1) 運転者は、運行終了後速やかに運行記録を運行管理責任者に報告する。

(2) 運行記録の記載事項は次のとおりとする。

① 利用日及び利用時間

② 運転者の氏名

③ 利用者の氏名

④ 乗務の開始及び終了の地点

⑤ 主な経路、経過地点及び乗務した距離

⑥ サービスの提供時間数

⑦ 利用料金

⑧ 事故・著しい遅延、その他異常な状態及びその原因

(3) 運行記録は車両ごとに記録し、かつ整理して1年間保管する。

3. 研修及び指導監督

運行管理責任者は、運転者に「安全運転研修」等の徹底を図り、運行の安全確保に努めるとともに、整備管理者と協力をして輸送の安全と移動制約者の利便確保のために誠実にその任務を遂行するよう指導監督する。

(整備管理業務)

1. 日常点検

整備管理責任者は、自動車の安全運行を確保するため、その運行の開始前に、点検基準による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者が実施する。

2. 定期点検整備

整備管理責任者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るために定期点検整備計画をたてて確実に実施する。

3. 点検整備の記録及び保管管理

点検整備の実施結果は、点検整備記録簿及び記録表に所定の事項を記入し保管管理する。

(事故に関する対応)

1. 事故発生時の対応についての教育指導

運行管理責任者は、運転者に対して車両運行中に万一事故が発生した場合の対応事項について、次のとおり周知徹底を図ることとする。

- ①緊急救命措置の研修を行うこと。
- ②事故の続発を防ぐための処置を講じること。
- ③死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じること。
- ④警察官に報告し、指示を受けること。
- ⑤運行管理責任者に緊急連絡をして指示を受けること。

2. 事故発生時の対応

運行管理責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- ①直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示すること。
- ②軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査すること。
- ③できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
- ④把握した事故の状況等を記録し、八千代市に連絡すること。
- ⑤重大な事故のときは、市に連絡するとともに、千葉運輸支局に連絡すること。

(苦情に関する対応)

(1) 運行管理責任者は、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- ①苦情の内容を調査し、改善に向けた対応を図ること。
- ②改善に向けた解決策を検討し、必要に応じてその結果を利用者等に回答すること。
- ③苦情の内容及び改善に向けた解決策を八千代市に報告すること。

(2) 八千代市は、利用者等からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- ①利用者等からの苦情及び苦情に関する情報を運行管理者に連絡すること。
- ②改善に向けた解決策の実現に向けての相談に応じること。

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
6 級			要 介 護 1		1
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		1
3 級			要 介 護 4		
2 級		1	要 介 護 5		1
1 級			合計		3
合計		1	要支援認定者		人 数
精神障害者		人 数	要 支 援 1		2
3 級			要 支 援 2		1
2 級		1	合計		3
1 級		2	基本チェックリスト該当者		人 数
合計		3	合計		
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
軽 度			肢 体 不 自 由		
中 度			内 部 障 害		
重 度			知的障害（認定者を除く）		
合計			精神障害（認定者を除く）		
			そ の 他		
合 計			合 計		
総合計					10

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、八千代市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 心配ごと相談事業
- (8) 善意銀行事業
- (9) 小口資金貸付事業
- (10) 学童保育運営事業
- (11) 福祉サービス利用援助事業
- (12) 生活福祉資金貸付事業
- (13) 老障資金貸付事業
- (14) 移送サービス事業
- (15) 地域力強化推進事業
- (16) その他この法人の目的達成のため必要な事業

2 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 成年後見制度に関する事業
- (2) 自立相談支援事業
- (3) 家計改善支援事業
- (4) 就労準備支援事業

3 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 八千代市福祉センター管理運営事業
- (2) 売店運営事業

(名 称)

第3条 この法人は、社会福祉法人八千代市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を千葉県八千代市大和田新田 312 番地 5 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員 14 名以上 31 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員 3 名、監事 1 名、事務局員 1 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任し

た評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬は、これを支弁しない。ただし、理事及び監事には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第24条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。

(顧問の報酬等)

第25条 顧問の報酬は、これを支弁しない。ただし、顧問には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第32条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のための必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第33条 この法人に部会又は委員会を置く。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 部会及び委員会に関する規程については、評議員会において別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第34条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。

3 この法人の重要な職員（以下「管理職員等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

- 4 管理職員等以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に関する規程については、別に定める。

第10章 資産および会計

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 230万円

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第2条第2項に掲げる公益を目的とする事業及び第2条第3項に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、八千代市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、八千代市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え

置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議を得なければならない。

第11章 公益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 成年後見制度に関する事業

(2) 自立相談支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第12章 収益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 八千代市福祉センター管理運営事業

(2) 売店運営事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第45条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第13章 解散

(解散)

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第14章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、八千代市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係る

ものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を八千代市長に届け出なければならない。

第15章 公告の方法その他

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人八千代市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会 長	平 野 弥
副 会 長	鈴 木 苧
副 会 長	松 浦 義 雄
常務理事	荒 井 康 博
理 事	立 石 茂 雄
理 事	藤 竹 大 一
理 事	松 戸 元 治
理 事	植 村 志 人
理 事	松 原 映 治
理 事	井 納 光 夫
監 事	高 橋 清
監 事	中 台 庄之助

附 則

この定款は、昭和44年7月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年12月26日から施行する。

2 第5条第1項及び第12条第2項については、前項にかかわらず委嘱された者の任期中は、なお従前の例による。

附 則

この定款は、平成9年5月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年3月17日から施行する。

附 則

定款変更の認可申請に伴い、増員された理事3名の任期は、定款第9条の規定にかかわらず、平成13年8月24日までとする。

附 則

この定款は、平成15年2月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年6月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年7月28日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成17年3月25日から施行し、千葉県知事認可の日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、委嘱された者の任期中は、なお従前の例による。

附 則

この定款は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

認可日は、平成18年11月9日とする。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

認可日は、平成19年2月9日とする。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

認可日は、平成21年4月30日とする。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

認可日は、平成22年6月7日とする。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。

認可日は、平成27年1月6日とする。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。

認可日は、平成27年6月15日とする。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。

認可日は、平成28年5月12日とする。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。

認可日は、令和元年5月30日とする。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。

認可日は、令和2年4月24日とする。

履歴事項全部証明書

千葉県八千代市大和田新田 3 1 2 番地 5
社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

会社法人等番号	0400-05-003371
名 称	社会福祉法人八千代市社会福祉協議会
主たる事務所	千葉県八千代市大和田新田 3 1 2 番地 5
法人成立の年月日	昭和 4 4 年 7 月 1 2 日
目的等	<u>目的及び事業</u> この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、八千代市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 心配ごと相談事業 (8) 善意銀行事業 (9) 小口資金貸付事業 (10) 学童保育運営事業 (11) 福祉サービス利用援助事業 (12) 生活福祉資金貸付事業 (13) 老障資金貸付事業 (14) 移送サービス事業 (15) 地域力強化推進事業 (16) その他この法人の目的達成のため必要な事業 2 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。 (1) 成年後見制度に関する事業 (2) 自立相談支援事業 (3) 家計相談支援事業 3 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。 (1) 八千代市福祉センター管理運営事業 (2) 売店運営事業 令和 1 年 5 月 3 0 日変更 令和 1 年 6 月 1 0 日登記 <u>目的及び事業</u> この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、八千代市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 心配ごと相談事業 (8) 善意銀行事業 (9) 小口資金貸付事業 (10) 学童保育運営事業 (11) 福祉サービス利用援助事業 (12) 生活福祉資金貸付事業 (13) 老障資金貸付事業 (14) 移送サービス事業 (15) 地域力強化推進事業 (16) その他この法人の目的達成のため必要な事業 2 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1) 成年後見制度に関する事業 (2) 自立相談支援事業 (3) 家計改善支援事業 (4) 就労準備支援事業 3 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1) 八千代市福祉センター管理運営事業 (2) 売店運営事業 令和 2年 4月24日変更 令和 2年 5月 1日登記	
役員に関する事項	千葉県八千代市村上418番地 理事長 綱 島 照 雄 千葉県八千代市村上418番地 理事長 綱 島 照 雄	令和 1年 6月27日就任 ----- 令和 1年 7月12日登記 令和 3年 6月23日重任 ----- 令和 3年 6月30日登記
資産の総額	金3億2486万910円 平成31年 3月31日変更 令和 1年 5月31日登記 金3億1012万1172円 令和 2年 3月31日変更 令和 2年 6月22日登記 金3億762万4919円 令和 3年 3月31日変更 令和 3年 6月30日登記 金3億1037万6142円 令和 4年 3月31日変更 令和 4年 6月13日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年10月 4日移記	

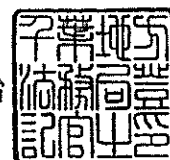
千葉県八千代市大和田新田 3 1 2 番地 5
社会福祉法人八千代市社会福祉協議会



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5 年 4 月 6 日
千葉地方法務局
登記官

岩 崎 功 治



自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	習志野800さ9596	9人	八千代市社会福祉協議会	八千代市社会福祉協議会	
2	習志野580ち1733	4人	八千代市社会福祉協議会	八千代市社会福祉協議会	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

関千福第68号

2. 登録の有効期間

平成32年8月17日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

(名 称) 社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会
(住 所) 千葉県八千代市大和田新田312-5
(代表者氏名) 櫻井 豊

4. 自家用有償旅客運送の種別

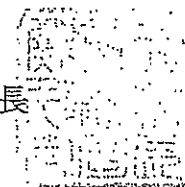
福祉有償運送

5. 運送の区域

八千代市

平成29年 9月25日

関東運輸局千葉運輸支局長



八千代市長

住 所 千葉市稲毛区長沼32番地
名 称 特定非営利活動法人ひだまり
代表者名 理事長 平井 紳一

八千代市福祉有償運送運営協議会への協議依頼について

このことについて、別添のとおり自家用有償旅客運送の更新登録申請書案を提出いたしますので、福祉有償運送に係る運営協議会へ諮っていただきますようお願いいたします。

申請団体 : 特定非営利活動法人ひだまり
代表者名 : 平井 紳一
住 所 : 千葉市稲毛区長沼町32
電 話 : 043-258-8604
FAX : 043-310-5061
e-mail : mapleleaf@almond.ocn.ne.jp
担 当 名 : 高柳 ・ 小川

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名称 特定非営利活動法人ひだまり
住所 千葉市稲毛区長沼町
代表者名 理事長 平井 紳一

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいのので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 特定非営利活動法人ひだまり
住 所 千葉市稲毛区長沼町32番地
代表者名 理事長 平井 紳一

2. 登録番号

関 千 福 第70号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福 祉 有 償 運 送

4. 運送の区域

運 送 の 区 域	備 考
千葉市・四街道市・八千代市 及び千葉市・四街道市・八千代市を発着地とする地域	

5. 事務所の名称及び位置

事 務 所 の 名 称	位 置
メープルリーフ	千葉市稲毛区長沼町32番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	単いす 車 (軽)	兼用者 (軽)	回転シー ト車 (軽)	セダン 等 (軽)	合計 (軽)
メーブルリーフ	所有	()	()	()	()	2 ()	2 ()
	持込	※ () ()	※ () ()	※ () ()	※ () ()	2 ※ (1) ()	2 (1)
	合計	()	()	()	()	4 (1)	4 (1)

軽自動車については、()内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
○	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者
ト	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合)協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

八千代市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認調査表

NO	項目		内容
1	運送主体		特定非営利活動法人ひだまり
2	運送対象	対象	会員として登録された以下に掲げる者及びその付添い人 知的障害により単独で移動が困難な者のうち、タクシー等公共交通機関での移動が難しいとひだまりが判断した者
		形態	福祉有償運送
3	使用車両	車両数	セダン車等 4台 合計 4 台
		使用権限	使用車両4台については運送主体が使用権限を有している
		車両の表示	マグネットにて、福祉有償運送事業者であること、事業所名を表示
4	運転者		運転者 9名 ＜内訳＞普通免許保持者 9名 ＜講習＞国土交通省認定福祉有償運送運転者講習(セダン等運転者講習を含む)を受講し、修了証の交付を受けている また、免許取消、一時停止処分を受けていない
5	損害賠償措置		損害保険ジャパン (対人:無制限、対物:無制限) 3台 ソニー損害保険株式会社 (対人:無制限、対物:無制限) 1台
6	対価	設定	走行距離に対して 5kmまで500円、以降100円/km
		説明	千葉県の距離制運賃「初乗運賃」「加算運賃」の半額を参考に設定
		対価以外の対価	
		その他(入会金等)	※有料道路及び有料駐車場料金は、利用者負担
7	管理運営体制		別紙「運行管理の体制等を記載した書類」 別紙「運行管理マニュアル」のとおり
8	法令順守		別紙「宣誓書」のとおり 道路運送法及び関係法令に則り、運営いたします。

利 用 料 金 一 覧

特定非営利活動法人ひだまり

移送会員登録料(年会費)

なし

利用料金

- ・5kmまで500円
- ・5km～ 1km毎に100円
- ・居宅介護サービス・タイムケアとの組み合わせでのみ利用できます。
- ・送迎サービスのみでのご利用はできません。
- ・利用料金には、迎車・実車・回送料金を含みます。

計算例

5km	500円
10km	500円+500円(5km)=1000円
15km	500円+1000円(10km)=1,500円
20km	500円+1,500円(15km)=2,000円
25km	500円+2,000円(20km)=2,500円
30km	500円+2,500円(25km)=3,000円

特定非営利活動法人ひだまり 料金改定の概要

利用料金（距離制）（変更あり）

（旧） 走行5 kmまで5 0 0 円 以降1 km毎に8 0 円

（新） 走行5 kmまで5 0 0 円 以降1 km毎に1 0 0 円

料金の例

	旧料金	新料金	（参考）千葉県A地区 タクシー運賃目安
1 km	500 円	500 円	500 円
2 km	500 円	500 円	800 円
3 km	500 円	500 円	1,200 円
4 km	500 円	500 円	1,600 円
5 km	500 円	500 円	2,000 円
6 km	580 円	600 円	2,300 円
7 km	660 円	700 円	2,700 円
8 km	740 円	800 円	3,100 円
9 km	820 円	900 円	3,500 円
1 0 km	900 円	1000 円	3,900 円
1 1 km	980 円	1100 円	4,200 円
1 2 km	1060 円	1200 円	4,600 円
1 3 km	1140 円	1300 円	5,000 円
1 4 km	1220 円	1400 円	5,400 円
1 5 km	1300 円	1500 円	5,800 円
1 6 km	1380 円	1600 円	6,200 円
1 7 km	1460 円	1700 円	6,500 円
1 8 km	1540 円	1800 円	6,900 円
1 9 km	1620 円	1900 円	7,300 円
2 0 km	1700 円	2000 円	7,700 円

※ 2 0 以降も1 km毎に1 0 0 円追加

関東運輸局千葉運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人による役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和5年2月1日

名 称	特定非営利活動法人ひだまり
住 所	千葉県稲毛区長沼町
代表者氏名	理事長 平井 紳



運行管理の責任者 就任承諾書

申請者 特定非営利活動法人ひだまり が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和5年2月1日

住 所

[REDACTED]

氏 名

高柳 佳

[REDACTED]

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

第 千葉北 号
0780

安全運転管理者証

千葉市稲毛区長沼町32
特定非営利活動法人ひだまり

高柳 佳弘

道路交通法第74条の3第1項の規定による
安全運転管理者であることを証する。

平成23 年4 月27 日



千葉県公安委員会

運送主体(申請者)

特定非営利活動法人 ひだまり

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (特定非営利活動法人 ひだまり)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	高柳 佳弘		安全運転管理者		

※乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

※運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

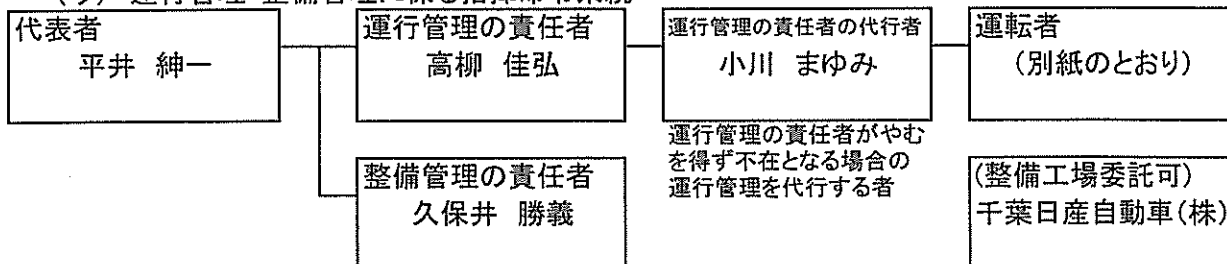
※事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

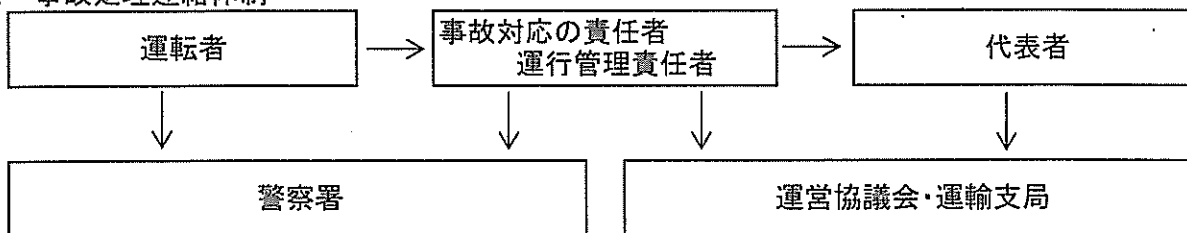
No	氏 名	住 所	協力
1	久保井 勝義		

※事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

苦情処理責任者 山本 茂	苦情処理担当者 高柳 佳弘
-----------------	------------------

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人ひだまり

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
6 級			要 介 護 1		
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		
3 級			要 介 護 4		
2 級			要 介 護 5		
1 級			合 計		
合 計			要支援認定者		人 数
精神障害者		人 数	要 支 援 1		
3 級			要 支 援 2		
2 級			合 計		
1 級			基本チェックリスト該当者		人 数
合 計			合 計		
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
軽 度			肢 体 不 自 由		
中 度			内 部 障 害		
重 度		5	知的障害（認定者を除く）		
合 計		5	精神障害（認定者を除く）		
			そ の 他		
合 計		5	合 計		
総合計					5

特定非営利活動法人ひだまり定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひだまりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市稲毛区長沼町32番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、千葉市及びその周辺の地域の、知的障害のあるもの、およびその家族に対して、地域生活支援および成年後見等に関する事業を行い、もって福祉の増進と人権の擁護に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①一時預かり、送迎、宿泊及び外出支援、居宅介護など

②就労支援

③就労施設等の運営

④催し物の開催

⑤知的障害のあるものによる作品等の斡旋販売

⑥施設その他生活に係わる情報の提供

⑦知的障害のあるものに支援を行う人材の養成

⑧知的障害のあるものに支援を行う人材の派遣

⑨財産信託管理を含む成年後見などの権利擁護

⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

⑪障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

⑫障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

⑬児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

⑭福祉団体の運営支援

⑮上に掲げる事項に関する相談や支援等

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 利用会員 この法人のサービスを受けるもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を専ら経済的側面から支援する個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件等は付さない。

- 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 3 正会員以外の会員になろうとするものは、入会申込書により、理事長に申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 4 理事会又は理事長は、前2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費及び利用料)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、この法人のサービスを利用するときは、理事会において別に定める利用料を払わなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を継続して1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上 10名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 専務理事は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当するものは、役員になることはできない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長の指揮のもと会務の全般を執行し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、次の理事長が就任するまでの間、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年又は役員就任後2年目の通常総会終結までのいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 除名

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 清算人の選任

(12) 残余財産の帰属

(13) 事務局の組織及び運営

(14) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記

名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 現理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 52 条 この法人が解散した時は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに

残存する財産は、法 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会で定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 56 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局の長およびその他の職員若干名を置く。

3 事務局の長は、専務理事がこれにあたる。

4 事務局の職員は、理事長の同意をえて、専務理事がこれを任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この定款は、平成 18 年 10 月 16 日改定する。

3 この定款は、平成 25 年 6 月 25 日改定する。

4 この定款は、平成 26 年 11 月 23 日改定する。

5 この定款は、平成 29 年 5 月 14 日改定する。

6 この定款は、令和 2 年 5 月 24 日改定する。

7 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理 事 長	小 関	茂
専務理事	齋 藤	清 司
理 事	大 野	忠 彦
同	勝 田	隆 治
同	高 崎	由 美 子
同	津 端	宏
同	藤 原	千 鶴
監 事	田 中	章 夫

- 8 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人が成立の日から平成 16 年 5 月 31 日までとする。
- 9 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 10 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 11 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | | | | | |
|-----|------|------------|-----|---------|-----|-------------|
| (1) | 正会員 | | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 0 円 |
| (2) | 利用会員 | 父の樹会に属するもの | 入会金 | 4,000 円 | 年会費 | 3,000 円 |
| | | それ以外 | 入会金 | 4,000 円 | 年会費 | 3,000 円 |
| (3) | 賛助会員 | | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 3,000 円/1 口 |

本定款は、当法人の定款に相違ないことを証する。

令和 5 年 2 月 1 日

特定非営利活動法人 ひだまり
理 事 平井 紳一

現在事項全部証明書

千葉市稲毛区長沼町32番地
特定非営利活動法人ひだまり

会社法人等番号	0400-05-001781		
名 称	特定非営利活動法人ひだまり		
主たる事務所	千葉市稲毛区長沼原町321番地3		
	千葉市稲毛区長沼町32番地	平成26年11月23日移転	
		平成26年11月25日登記	
法人成立の年月日	平成15年3月13日		
目的等	この法人は、千葉市及びその周辺の地域の、知的障害のあるもの、およびその家族に対して、地域生活支援および成年後見等に関する事業を行い、もって福祉の増進と人権の擁護に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 3. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①一時預かり、送迎、宿泊及び外出支援、居宅介護など ②就労支援 ③就労施設等の運営 ④催し物の開催 ⑤知的障害のあるものによる作品等の斡旋販売 ⑥施設その他生活に係わる情報の提供 ⑦知的障害のあるものに支援を行う人材の養成 ⑧知的障害のあるものに支援を行う人材の派遣 ⑨財産信託管理を含む成年後見などの権利擁護 ⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ⑪障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ⑫障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 ⑬児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 ⑭福祉団体の運営支援 ⑮上に掲げる事項に関する相談や支援等 平成25年 6月25日変更 平成25年 7月 1日登記		

千葉県稲毛区長沼町32番地
特定非営利活動法人ひだまり

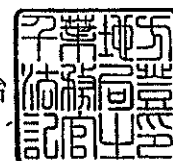
役員に関する事項	千葉県稲毛区天台一丁目15番13号 理事 平井 紳一	平成30年 5月13日就任
		平成30年 5月23日登記
従たる事務所	1 千葉県稲毛区長沼町32番地	平成16年11月15日移転
		平成16年11月30日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年 1月23日
千葉地方法務局
登記官

岩 崎 功 治



自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人ひだまり

番号	自動車登録番号 又は車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	千葉530ち8604	7	NPOひだまり	自家用有償旅客運送に 従事する運転者	
2	千葉530つ8604	8	NPOひだまり	自家用有償旅客運送に 従事する運転者	
3	千葉333た2315	7	■■■■■■■■■■	自家用有償旅客運送に 従事する運転者	
4	千葉581は5000	4	■■■■■■■■■■	自家用有償旅客運送に 従事する運転者	

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の6の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

関千福第70号

2. 登録の有効期間

令和5年6月29日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

(名称) 特定非営利活動法人 ひだまり

(住所) 千葉県千葉市稲毛区長沼町32番地

(代表者氏名) 平井 紳一

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 運送の区域

千葉市、八千代市、四街道市

令和2年7月1日

関東運輸局千葉運輸支局長

